

佐賀県告示第四百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための介護機関として、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための介護機関として、地域包括支援センターを次のとおり指定した。

平成二十二年十二月十四日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成二十二年四月一日
  - 二 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 社会福祉法人上峰町社会福祉協議会  
所在地 三養基郡上峰町大字前牟田一〇七番地二
  - 三 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名 称 上峰地区地域包括支援センター  
所在地 三養基郡上峰町大字前牟田一〇七番地二  
サービスの種類 介護予防支援事業
- 二 (一) 指定年月日 平成二十二年四月一日
  - 二 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 医療法人社団如水会  
所在地 鳥栖市轟木町一五二三番地六
  - 三 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名 称 鳥栖市鳥栖地区地域包括支援センター  
所在地 鳥栖市轟木町一五二三番地六  
サービスの種類 介護予防支援事業

- 三  
(一) 指定年月日 平成二十二年四月一日
  - (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 社団法人健翔会  
所在地 鳥栖市田代本町九二四番地一
  - (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 鳥栖市田代基里地区地域包括支援センター  
所在地 鳥栖市田代本町九二四番地一  
サービスの種類 介護予防支援事業
- 四  
(一) 指定年月日 平成二十二年四月一日
  - (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 社会福祉法人寿楽園  
所在地 三養基郡基山町大字園部二三〇七番地
  - (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 基山地区地域包括支援センター  
所在地 三養基郡基山町大字園部二三〇七番地  
サービスの種類 介護予防支援事業
- 五  
(一) 指定年月日 平成二十二年四月一日
  - (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 社会福祉法人椎原寿恵会  
所在地 鳥栖市平田町三一〇六番地二三
  - (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 鳥栖市鳥栖西地区地域包括支援センター  
所在地 鳥栖市平田町三一〇六番地二三  
サービスの種類 介護予防支援事業